

議案第 55 号

公有水面埋立てに関する意見について

茨城港常陸那珂港区港湾区域内公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、茨城港港湾管理者 茨城県 代表者 茨城県知事 大井川 和彦から意見を求められたので、下記のとおり意見を述べたく、同条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

記

令和 7 年 3 月 31 日付け港諮問第 3 号をもって意見を求められた茨城県知事 大井川 和彦の出願に係る茨城県ひたちなか市大字長砂字渚 2016 番地及びこれに接する無番地の地先公有水面埋立てについては、異存がない。

令和 7 年 6 月 11 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

## 公 有 水 面 埋 立 て 概 要

### 1 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

#### (1) 出願人

所在地 茨城県水戸市笠原町978番6

名称 茨城県

#### (2) 代表者

住所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏名 茨城県知事 大井川 和彦

### 2 埋立区域

#### (1) 位置

##### ア 全体

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚2016番地及びこれに接する無番地の地先公有水面

##### イ 1工区

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚2016番地の地先公有水面

##### ウ 2工区

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚2016番地に接する無番地の地先公有水面

#### (2) 面積

ア 全体 80,148.93平方メートル

イ 1工区 21,695.41平方メートル

ウ 2工区 58,453.52平方メートル

### 3 埋立地の用途

ふ頭用地, 緑地

### 4 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 1工区 埋立てに関する工事に着手した日から5年6月以内

(2) 2工区 埋立てに関する工事に着手した日から10年6月以内